

② 用途地域内の建築物の制限の概要

本表は建築基準法別表第二の概要であり、特別用途地区や地区計画等による制限については掲載していません。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
店舗	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	④
店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×
事務所	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×
遊技場・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	▲
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	×
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	×	×
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○
単独車庫（付車庫を除く）	×	×	×	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	
建築物付属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	
①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	※一団地の敷地内について別に制限あり												
倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50㎡以下のもの	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれがややある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	
工場・倉庫等	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	
	量が非常に少ない施設	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
量が非常に多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
備考		①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具等のサービス業店舗のみ。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店舗、飲食店を除く。											